

## 第1回 教育研究評議会記録

日 時 平成21年5月13日（水）13：31～15：15

場 所 柏原キャンパス事務局棟 大会議室

出席者 長尾，栗林，岩川，木立，成山，野田，宮野，横井，正木，森，米川，石田  
越桐，守屋，高山，横山，藤井（17名）

陪席者

傍聴人 田中ひかる准教授

開会に先立ち、長尾学長から山口 弘 附属高等学校長が併任解除されたことに伴い、本会委員の基礎資格が喪失した旨の報告がなされた。その後、議事の進め方について開催通知の順番に進める旨の発言がなされた。さらに、傍聴申請があった1名に対して、すべての議題及び報告事項の傍聴が認められた。引き続いて長尾学長から、平成20年度第12回教育研究評議会の記録確認が行われ、その内容について岩川理事から補足説明が行われた。

### 【平成20年度第12回教育研究評議会記録の補足説明】

- ・議題（4）動物実験等の実施に関する規程の題名に「国立大学法人」を付すか否かについてだが、本学の場合、教育研究に関する規程については「国立大学法人」を付していないので、本規程についても付さない形で定めるものとするとの補足説明が岩川理事よりなされた。
- ・文部科学省の事務連絡「特別支援教育にかかわるカリキュラムの一部改正について」に基づく本学の措置への影響に関わって、過日、教職員課に遺憾の意を申し述べたことについての報告が岩川理事よりなされた。

### 議題

#### （1）平成22年度の教員配置について

長尾学長から資料に基づき説明が行われ、質疑応答の結果、原案どおり了承された。

#### <主な質疑>

- ・教員配置の基本方針（2）には「教員養成機能の充実と強化とりわけ教科教育法を含む教職教育の充実強化については、必要な教員枠を配置する」と記載されているが、これは大学全体の充実強化と理解していいのかとの質疑に対して、教養学科の芸術講座に1名新規配置計画していることから言えることだが、教員養成課程に限定しているわけではないとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・教員配置の基本方針（4）には「部局間異動を促進し教員の適正配置を行う」と記載されている。昨年度は状況に応じて部局間異動を促進していくということだっ

たが、本年度はどうかとの質疑に対して、昨年度は定員が不足しがちな領域、あるいは人材を全学的な視野のもとで補っていくという原則に則り、部局間異動を実施してきた経緯がある。今後の部局間異動の計画については、現時点では念頭はないが、様々な状況を踏まえた上で検討していきたいとの答弁が長尾学長よりなされた。

- ・ 教員配置は教育研究と密接に結びついていると思うので、長期的な展望を示していただけないのかとの質疑に対して、大学教員の採用数については経営協議会で審議していただき、採用される教員をどこに配置するのかは教育研究評議会で審議していただくことだと考えている。今後の見通しについても、昨今の流動的な大学を取り巻く状況や総人件費抑制を踏まえると、長期的な展望を示すことは困難であるとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 国立の教員養成大学である本学の特徴は、少人数教育だと考えている。今後、私立大学と教員養成の分野で競っていくためには、少人数教育を施して手厚い指導をしていくことにより差別化を図っていくことが重要になってくるのではないかと意見がなされた。
- ・ 教養学科の学生だけでなく、教員養成課程の学生も教養基礎科目を受講しているが、1コマあたりの平均受講者数が120名を超えているという現状を勘案していただき、今後の教員配置計画を策定していただきたいとの意見がなされた。
- ・ 部局間異動は、本人の意思を尊重し、講座間の合意の下で部局長が承認するが、後で混乱のないように、学長が介入するときは、責任をもってリーダーシップを発揮していただきたいとの意見がなされた。
- ・ 昇任計画に関して、大学院設置基準及び課程認定上の成立要件に関わって説明されたことの意味は、准教授を研究指導教員にすることなのか、それとも教授に昇任させることなのかとの質疑に対して、どちらの場合もあり得るが、部局長と相談して決めさせていただきたいとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 昇任計画のところで「部局長からの推薦により、相応しい人材については、昇任を認める」と記載されているので、部局長の推薦が最優先に検討されるのかとの質疑に対して、全体の教員配置等を勘案して、部局長と緊密に相談していきたいとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・ 現在、特別支援教育講座では肢体不自由の専任教員が不在となっている。肢体不自由は特別支援学校の中で知的障害に次ぐ大きな領域なので、専任が最低1名いる体制を配慮していただきたいとの意見がなされた。

(2) 平成22年度学部改組に伴う教員免許状課程認定の申請について

野田副学長から資料に基づき説明が行われ、質疑応答の結果、原案どおり了承された。

<主な質疑>

- ・ 今後専任教員数が減少する傾向の中、担当がいなくなった領域については、課程

認定を申請しないのかとの質疑に対して、昨今、教員免許を所持しているだけではその意味が低下していることを考慮して、本学にとって必要な免許が何なのかを議論した上で申請していきたいとの答弁が長尾学長よりなされた。

- ・免許申請についてはカリキュラムも関係するので、今後の方策は必要になってくると思うが、この方策を教務委員会で議論する必要があるのではないのかとの質疑に対して、状況に応じて教務委員会で検討していただくこともあり得るとの答弁が長尾学長よりなされた。
- ・教員養成系の学部が、すべての免許状を出す時代は、これからなくなっていくと思う。例えば、ある教科については特定の大学で養成していくべきではないかということも議論の一つとして出てくるはずである。そういうことから今後、免許申請の議論をする際には、本学の就職状況の資料を参考に出していただきたいとの意見に対して、次回の教育研究評議会で報告させていただきたいとの答弁が長尾学長よりなされた。

- (3) 教員免許状更新講習に係る試験、成績及び履修認定に関する規程の制定について  
野田副学長から資料に基づき説明が行われ、質疑応答の結果、原案どおり了承された。

#### <主な質疑>

- ・4月1日に、試験における学生の不正行為防止を注意喚起する文書が、副学長名で各教員に配付されているが、必ずしも教員個人の努力だけで問題解決できるとは思えない。既に教務課を中心に、不正行為防止に向けたシステム等を検討しているのかとの質疑に対して、まだ不正行為防止のために、大学を挙げてシステムを変えるところまでは検討していない。注意喚起文書については、まず先生方に注意を呼びかけて、試験の時に学生に注意を促していただきたいのが主旨であるとの答弁が野田副学長よりなされた。
- ・不正行為防止に向けたシステムについては、大教室の場合を中心に課題もあるので、予算のことも含めて、今後の状況に応じて検討していきたいとの補足説明が長尾学長よりなされた。
- ・本規程については、要項でよかったのではないのかとの質疑に対して、より慎重な運用を求められる事案であるので、規程とさせていただいたとの答弁が長尾学長よりなされた。

#### 報告事項

- (1) 平成22年度入試日程について
- (2) 免許状更新講習（第I期）受講申込状況について
- (3) 第2期中期目標・中期計画の検討の進捗状況について

- (1) については野田副学長から、(2)～(3)については長尾学長から資料に基づき報告がなされた。

- (4) 大学教員個人評価の検討結果について  
栗林理事から資料に基づき報告がなされた。

<主な質疑>

- ・大学教員個人評価について、部局長連絡会議ではどのような意見が出たのかとの質疑に対して、今後の取り扱いについて説明させていただいたところであり、その場での議論という設定はしていないとの答弁が堺学術部長よりなされた。
- ・大学教員個人評価説明会の実施回数は1回だけなのかとの質疑に対して、状況に応じて判断させていただきたいとの答弁が長尾学長よりなされた。

- (5) 全学教員会議の開催について  
(6) 新型インフルエンザへの対応について

(5)～(6)について長尾学長から資料に基づいて報告がなされた。

- (7) その他

- ・ウェブページリニューアルについて  
横井企画課長から資料に基づき報告がなされた。
- ・大阪教育大学学士力向上実施委員会設置要項について  
長尾学長から資料に基づき報告がなされた。

以 上